

# 積算の試行 「見積活用方式」について

---

関東地方整備局  
企画部技術管理課

# 積算の試行「見積活用方式」について

## ◆概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式

## ◆適用

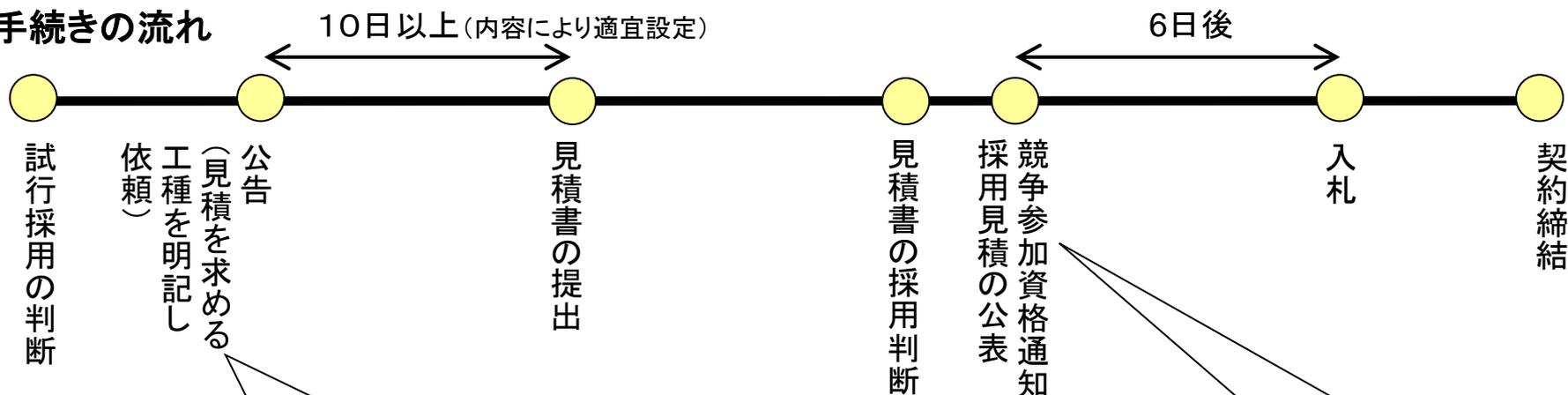
平成26年1月より公告する「見積活用方式」の試行工事に適用する

## ◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

## ◆手続きの流れ



### <見積もりの提出依頼>

- ① 標準積算と実勢価格に乖離が考えられる工種
- ② 標準構成を提示し、歩掛記載内容を統一して見積もり依頼。

### <見積書採用の判断>

- ・見積書の歩掛記載内容を統一することで、徴収した見積書を比較。
- ・見積書の平均的な歩掛を採用。

### <見積採用の公表>

- ・競争参加資格通知時に採用見積もり歩掛を競争参加者宛お知らせ。
- ・標準積算採用の場合もその旨お知らせ。

# 積算の試行 「見積活用方式」について

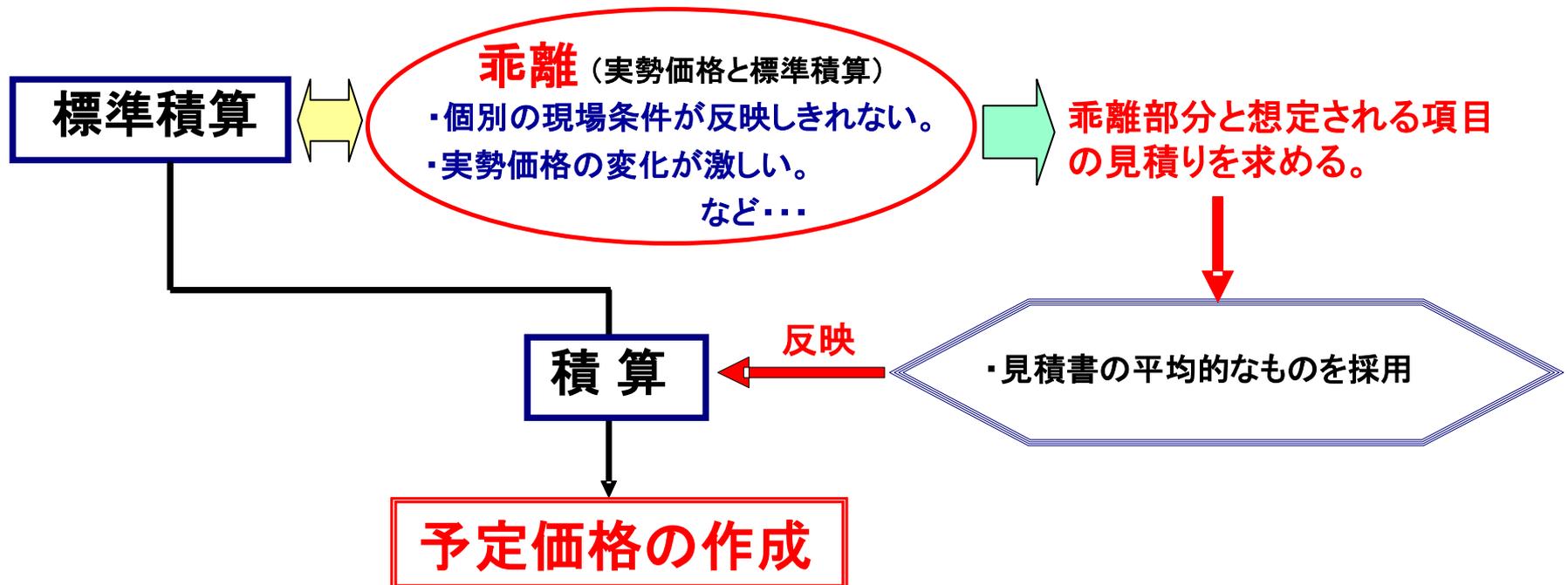
特記仕様書記載例(対象工事には、以下のような記載を致します。)

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



# 積算の試行「見積活用方式」について

## 入札説明書記載例

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともにお知らせする。

## 入札説明書記載例【同時提出型】

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、**当該工事の競争参加者へお知らせする。**

# 積算の試行「見積活用方式」について

## 入札説明書

### 入 札 説 明 書

関東地方整備局の[ ]工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成26年 [ ]

(14) 本工事は、直接工事費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積の提出を求めるものとする。見積書の作成費用は、作成者負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともに通知する。

9. 見積書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、本工事の積算に必要な見積書を、下記に従い提出すること。見積書の作成にあたっては、別添の見積依頼書を参考とし、見積書に提出者の記名・代表者印を押印すること。

①提出期間：平成26年1月16日（木）から平成26年1月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

②提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。またメールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。また、電子メールにて提出した場合も、後日、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。

③提出場所：関東地方整備局 [ ] 事務所経理課

〒 [ ]

電話 [ ]

電子メール送付先： [ ]

## 特記仕様書

用が効果的であると認められた場合は、他の。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第62条 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

### 第4節 試行工事

(見積活用方式について)

第63条 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」及び「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。

(施工箇所が点在する工事の積算方法の試行について)

第64条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに設定する。

3 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第5節 総価契約単価合意方式

(総価契約単価合意方式対象工事)

第65条 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協

# 積算の試行 「見積活用方式」について

## 見積書の依頼

- 見積依頼は、公告資料に添付して行います。
- 見積もりの依頼にあたっては、依頼先が見積もりを求める工種等及び施工条件が十分に理解して見積書の作成ができるように必要な図面(平面図、施工断面図等)、参考資料(「工法名称」や「必要事項」)を添付し、見積書式を定めて依頼します。
- 徴収する見積書は、労務費、材料費、機械経費等を含んだ構成で提出して頂きます。  
その単価の決定は下記の基準によるものとします。

労務費	・・・	公共工事設計労務単価
材料費	・・・	「土木工事標準積算基準書」の決定方法による。
機械経費	・・・	「建設機械等損料算定表」及び「建設機械等損料諸数値決定の取扱いについて(国関整技管第89号平成19年10月1日)」の決定方法による。

- 見積期間として、基本10日以上(土日・祝日を含めず)を設けます。
- なお、見積書の提出にあたって、その作成費用は、申請者負担とします。

# 積算の試行「見積活用方式」について

見積依頼書の例  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇工事  
競争参加資格確認申請者 殿  
分任支出負担行為担当官  
関東地方整備局  
〇〇〇〇事務所長  
**見積依頼書**

標記について、工事費算出の参考とするため、下記の施工歩掛について見積書の提出を依頼します。  
なお、提出にあたっては、【別添】歩掛見積提出書式により作成をお願いします。

## 記

### 1. 見積依頼項目及び条件

見積依頼 工種・細別	※「〇〇〇工事」〇〇工・〇〇
形状寸法	※仕様書、図面等を添付
品質・規格	※仕様書、図面等を添付
施工数量（予定）	※【別添】歩掛見積提出書式を添付
施工場所	
見積書有効期限	※提出期限から1ヶ月後程度
見積書提出先	見積書の提出先は、〇〇事務所長宛としてください。
その他条件	1. 施工歩掛は、直接工事費（資機材を含む）、共通仮設費の見積もりとします。 2. 指定する書式にて該当箇所を記載し、指定分類以外がある場合は、「その他」へ計上してください。その他へ計上した場合は、その内訳を労務費、材料費、機械経費、諸雑費等区別した単価表も添付してください。 3. 提示する単価表は参考です。適宜、同様な方法で変更してください。 4. 定価ではなく、実際の取引価格とってください。 5. 消費税及び地方消費税は含めないでください。
見積書提出期限	平成〇年〇月〇日（〇）〇時必着
添付資料	※平面図、標準横断図、見積条件明示書、歩掛見積提出書式

イメ

### 2. 提出方法

電子入札システムにより提出する場合は、申請者の記名・代表者を記載した見積書をPDF形式にして、平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00までに提出してください。本紙の郵送の必要はありません。

電子入札システム以外で提出する場合は、電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等）記録が残るものに限ります。電子メールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超える場合は分割し送付してください。

電子メールで提出した場合は、後日申請者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）により提出してください。

電子入札システムによる提出  
電子メール及び郵送による提出  
がある。  
依頼書を良く確認してください。

### 3. 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇  
関東地方整備局 〇〇〇事務所 〇〇課（*経理担当課*） 〇〇 〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇）  
電子メール送付先：〇〇〇@ktr.mlit.go.jp

### 4. 作成にあたっての注意事項

- 1) 見積書の内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。
- 2) 見積書の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積り書を提出すること。  
また、国土交通省 NETIS 登録技術の登録者の場合においては、NETIS 登録技術の信頼性を損ねる行為がないこと。【「また、」以降は、NETIS 登録技術が含まれる場合に記載】
- 3) 提出していただいた見積書及び補足資料は、積算の目的以外に使用しません。
- 4) 本見積依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。
- 5) 見積書の採用にあたっては、競争参加資格確認申請者へお知らせします。また、聴取した見積と標準積算を比較した結果、標準積算とした場合においてもその旨をお知らせします。
- 6) 当該工事の競争参加資格がないとされた場合でも、入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たす者の見積もりにおいては、採用歩掛決定における参考とさせていただきます。
- 7) 入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たさない者の見積書の提出を受けた場合は、工事費算出の参考とせず、廃棄処分とさせていただきます。

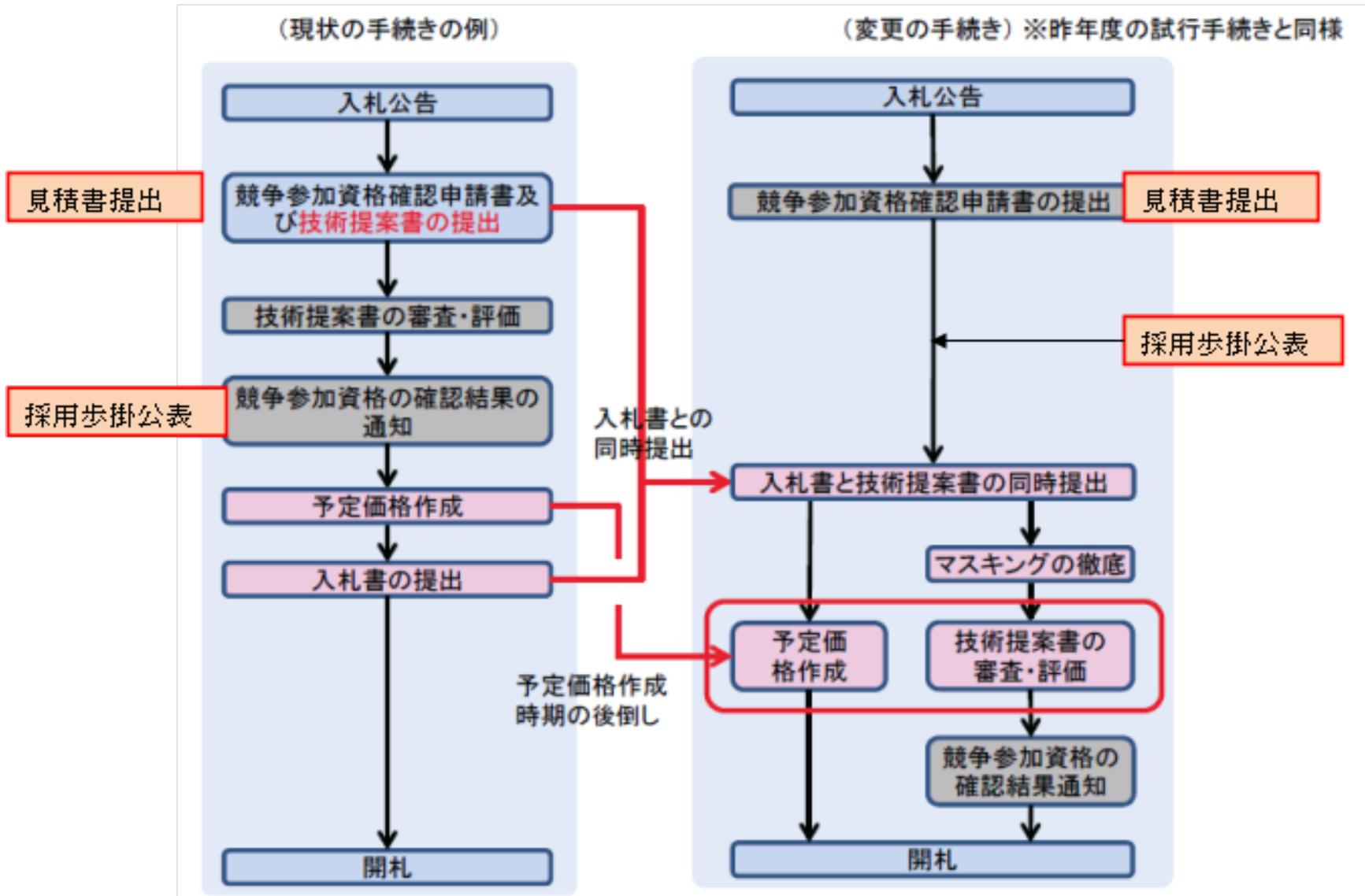






# 積算の試行 「見積活用方式」について

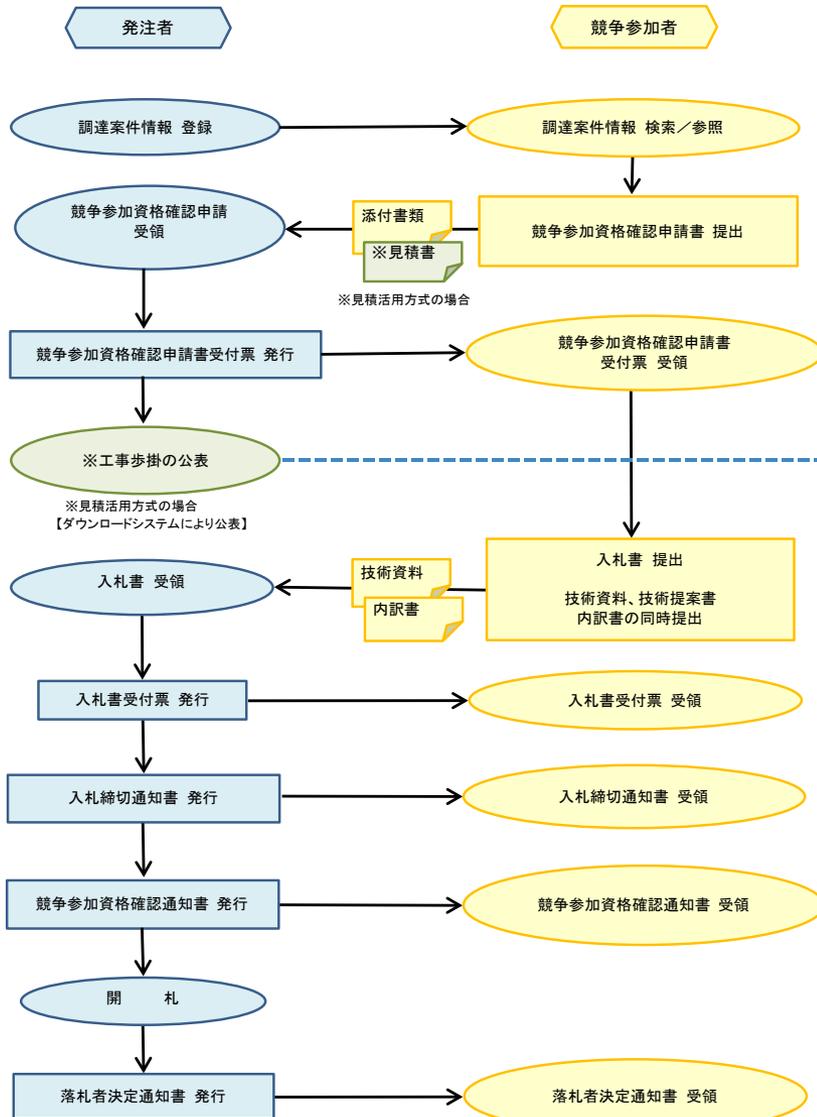
## 同時提出型



# 積算の試行 「見積活用方式」について「同時提出型」

一般競争入札方式(同時提出型)の手続きについて

【電子入札システムの流れ】



見積書依頼 … 公告資料と同時

※1

見積書提出 … 公告から10日以上

競争参加確認申請書+見積書の同時提出

採用歩掛の公表 … 見積書提出から  
7日以内

質問書の回答期限日

入札書提出期限 … 採用(工事)歩掛  
公表から6日後

技術資料等+入札書の同時提出

上記日数には、土曜・日曜及び祝日を含めない。

＜見積書依頼への質問＞※1

- ・他の質問とは別に、見積書提出期限までの間で質問回答期間を設けます。